

# ID

## マイナンバー制度の対応準備

衆議院内閣法制局参与 雨宮由卓

# NO.

### 1 はじめに

マイナンバー制度について二回目の掲載です。今回は、マイナンバー制度によって個人や企業が行う行政手続や取扱いはどのように変わっていくのかを中心に説明していきます。

その前に、マイナンバー制度についておさらいしておきます。

### 2 マイナンバー制度の導入目的とは

マイナンバー制度は、我が国が超高齢化社会を迎え、社会保障費が年々重くなる一方、財政状況が厳しくなる中で、国民のニーズに応じたきめ細かい公平・公正な、しかも効率的な行政サービスを提供するよう、国民一人一人に唯一無二の番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で利用するものです。

もう少し、具体的にいいますと、マイナンバーの導入によって、

#### ① 行政の効率化

行政機関や地方自治体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連

携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

#### ② 国民の利便性の向上

添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受取ることができます（マイ・ポータル）。

#### ③ 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

これらがマイナンバー制度導入の根本的な目的です。その結果、国民の側にも各種手続において添付書類を省くことができるようになり、手続きがワンストップで済むなどメリットもあります。一方で、企業側にとってはマイナンバー制度に係る事務量や責任が大幅に増加します。

### 3 ここでもちよつと法律の基礎知識を

本題に入る前にちよつと、協道にそれて、法律の基礎知識にふれます。

マイナンバー法の正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といいます。皆様はこの名称を憶える必要はないのですが、法律の構成は、一般的に、法律の冒頭に題名があります。先ほどの正式名称がそれです。これによつて、読み手はこの法律がどのようなものを規定しているか想像できます。

次にあるのが目的規定です。これは大事な規定です。なぜなら、この法律がどこまで効力が及ぶのか察知できるからです。この法律の守備範囲といつてもよいでしょう。

第1条（目的）「この法律は、

①（だれが）行政機関、地方公共団体等が、

②（どのような手段で）特定の個人・

法人などを識別する機能を有する個人番号や法人番号を使って異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整

備された情報システムを運用して、

### ③（どうするのか）

ア…効率的な情報の管理・利用と  
イ…他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、

ウ…これにより、行政運営の効率化、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、

④（一方で）かつ、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするための必要な事項を定めるほか、

⑤（その他）個人番号その他の特定個人情報取扱いが安全かつ適正に行われるよう関係法律の特例を定めることを目的とする」とあります。

※ゴシック文字は筆者が補ったもの

この目的規定を見てみますと、マイナンバーは社会保障や税、災害対策の分野に限らず、より広く利用することが想定されています。

将来、筆者はマイナンバーの利用範囲がかならず広がると見ています。そ

れは、グリーンカード創設の時のような、国民がアレルギー（国家が国民の資産を管理することを拒絶）を起こし、グリーンカード反対の国民運動に発展し、結局、政府がグリーンカード制度の廃止に追い込まれました。

政府は、同じ轍を踏まぬよう、まずマイナンバー制度の創設が最優先で、国民の様子を窺いながら、次第に利用範囲を拡大していく計画を目論んでいます。この制度を企画した担当者の口癖は「小さく産んで大きく育てる」でした。

そういった背景から、マイナンバー法の施行当初は利用範囲が第9条により限定されています。読み込むのは大変なので大まかに概略だけをいいますと、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

① このため、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

② また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主、証券会社、保険会社などが個人に代わつて手続きを行うこととされている場合もあります。

このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

③ なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。（次頁表参照）  
それでは、個人、企業、国の目線から具体的に説明していきます。

### 4 個人はどのように対応していくのか

① 平成27年10月に市区町村から各世帯宛（約5200万世帯）に簡易書留が送られてきます。その中には世帯全員のそれぞれごとに、12桁のマイナンバーが記載された通知カード、個人番号カード交付申請用紙、返信用封筒が入っています。

② 個人番号カードを希望する方は、交付申請用紙に記入し、顔写真を貼

## 個人番号の利用範囲

別表第一(第0号関係)

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用、ハローワーク等の業務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の業務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者給付支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学費の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査等に記載、当局の内部業務等に利用。
災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する業務等に利用。 ⇒被災者分限の作成に関する業務に利用。	
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

つて返信用封筒で郵送します(スマートフォンでの申請も可)。

③ 平成28年1月以降、市区町村から交付窓口を知らせるハガキが届きます。

④ そのハガキと通知カード、それに本人確認用の免許証などを持って市区町村の窓口に行きます。

⑤ その際、「署名用、利用者証明用」など4つの暗証番号等を登録します。

⑥ 個人番号カードは無料でもらえます。個人カードの有効期間は20歳以上が発行から10年、20歳未満は5年です。(パスポートの有効期間と同じ)

### 5 筆者の疑問

介護の必要な高齢者や生まれたばかりの赤ちゃんはどうするのでしょうか？代理申請は認められるのでしょうか。それとも、通知カードはもらっても個人番号カードには交換しないということでしょうか。

確かに、老人や赤ちゃんですと、確定申告、児童手当などを請求しないでしようし、個人番号カードをわざわざ取得して、公的個人認証を利用するこ

ともないでしょう。

### 6 マイ・ポータルが動き出す

マイ・ポータルは、平成29年1月から利用できる予定です。

ポータルとは、玄関や入口を意味します。マイ・ポータルによって、行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どことやり取りしたのか確認できます。また、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備されます。例えば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

また、引越しなどの際の官民横断的な手続のワンストップ化や納税などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討しています。

なお、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイ・ポータルを利用する際は、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせて確認する公的個人認証を採用し、本人確

認を行うための情報としてマイナンバーを用いない仕組みを考えています。

なお、個人番号カードを取得せず、マイ・ポータルを利用できなくても自分の情報を確認できる方法として、別途、情報保有機関に「書面による開示請求」をする方法が考えられます。

## 7 企業にとってマイナンバー対応は重荷

マイナンバー制度が始まりますと、企業は「個人番号関係事務実施者」と位置付けられます。企業にはマイナンバー関係の事務量が増えますし、経費がかかってくる。さらに、責任も重くのしかかってくる。

① 平成27年10月に国税庁から13桁の法人番号が送られてきます。個人番号と異なり、広く活用されることを想定して、法人の名称や所在地とともに公表されます。

② 次に、同時期に市区町村から従業員に送られてきたマイナンバーを集めることとなります。対象となるのは、正規の従業員とその扶養家族、パート・アルバイト従業員、住民票のあ

る特別永住者や中长期在留者などの外国人従業員です。

従業員らに依頼するときは、収集する趣旨・目的を説明しなければなりません。年末調整の書類と一緒に配られる「扶養控除等（異動）申告書」を利用して個人番号を集めるとよいとされています。ただし、本人確認のためには、個人番号を確認できる書類（通知カード）と身元を確認できる書類（運転免許証等）が必要

です。また、顧問弁護士や会計士等への報酬や、原稿依頼に対する原稿料、株式の配当（非上場企業の場合）など、会社が支払った支払先にもお願する必要がある。これは、会社が税務署や市区町村に源泉徴収票や給与支払報告書、報酬などの支払調書を提出しなければなら

ないからです。ただし、派遣社員や海外赴任中の従業員は対象外です。派遣社員は派遣会社が個人番号を収集することになっていますし、海外赴任中の従業員はそもそも住民票がないため、個人番号が付けられません。帰国後個人番号が付けられ

ることになります。

③ 収集した個人番号はルールを決めて安全に保管することになります。従業員100人超の事業者については厳格な社内規定を整備することが義務付けられています。いずれに

しましても、マイナンバーを取扱う従業員に対する研修は必要と思われる。マイナンバーの情報漏れについては厳しい罰則が科せられています。

④ これでは大変だからと、マイナンバーに係る業務を外部委託する企業も出てきます。

それでも構いませんが、委託先で不正があったりしますと委託元の責任は逃れられません。再委託された場合も同様です。信用のある委託先を見つけることが大事です。

⑤ 従業員が退職した場合などマイナンバーを利用する必要がなくなったときは、法定保存期間後すみやかに廃棄しなければなりません。

8 国・地方自治体等の対応

●富裕層に対する課税が強化されている。取り逃がさないようにしているのか。

国の対応は、結論を先に言いますと、  
 昨今、富裕層に対する徴税強化へ着々と進んでいると思われま

す。今年1月から、相続税・贈与税の最高税率が55%になりましたし、相続税の基礎控除が40%も引き下げられました。また、所得税の最高税率は45%に引き上げられました。さらに、今年の7月から、国外転出時の特例、いわゆる出国税が創設されました。

●出国税（国外転出時の特例）  
 出国税とは、個人が海外旅行の際に空港で税金を取られることではありません。

租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては、株式等の売却等により実現した時点で、株式を売却した納税者が居住している国において課税されることが原則となっています。

こうした仕組みを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま国外転出し、キャピタルゲイン非課税国（マレーシア、シンガポール、香港、ニュージーランドなど）において売却することにより課税逃れを行うことが可能となっています。

そうした課税逃れを防止する観点から、主要国の多くが国外転出時点の未実現の所得（含み益）を国外転出前の居住地国で課税するようになってきています。

そこで、我が国においても、主要国と足並みを揃え、一定の国外転出者に対して、国外転出直前に対象資産を譲渡してこれを同時に買い戻したものとみなして、その未実現のキャピタルゲインに課税する譲渡所得等の課税の特例を創設することとされました。

決済株式など有価証券を1億円以上所有する者が国外へ居住の拠点を移して非居住化する際、有価証券などの含み益に対して特例的に所得税・住民税20%（復興特別所得税を含む）が課税されます。

### ●財産債務調書制度の導入

さらに、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、現行の財産債務明細書を改めて、新たに財産債務調書として整備することになりました（平成28年1月1日適用）。

提出基準（現行…年間所得2千万円超）を見直し、「年間所得2千万円超」

かつ「その年の12月末時点の保有資産3億円以上、または有価証券等1億円以上」となります。

記載内容を見直し、この財産債務調書には住所、氏名、マイナンバーのほか、財産・債務の種類や数量、その価額、不動産など財産の所在、有価証券の銘柄などを細かく記載することとなります。

財産の価額は原則として時価（非市場株式などは見積価額も可）で記載することになります。また、有価証券は取得価額を併記する必要があります。

加算税の加減算によるインセンティブ措置を導入します。

所得税・相続税の申告漏れがあった場合、

●財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減します（所得税・相続税）。

●財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重します（所得税）。

9 個人番号でひも付けられるのは給与だけではない

最近の報道で、マイナンバー制度の導入当初は、マイナンバーでひも付けられるのは源泉徴収票などの給与と紹介されていますが、実際は、銀行の投資信託口座（預金口座は平成30年以降の予定です）や証券会社の口座（これは株式等の譲渡所得税の関係か？）、生命保険会社の積立型・年金型保険、死亡保険などにマイナンバーがひも付くことになっています。また100万円

以上の国内入金や海外送金も同様です。

### 10 セキュリティ対策

上記のような、情報提供ネットワークシステムを介して個人情報照会・提供を行うときは、マイナンバーをそのまま使うのではなく、『マイナンバー↓符号A⇄（符号変換）符号B↓マイナンバー』でやり取りするので情報漏えいの危険性は低いとされています。

また、行政機関や地方自治体等とは専用回線で結ばれていますので安心ですが、筆者が危ないのではと懸念するのは、町村のような規模の小さい地方自治体、民間企業、それとマイ・ポータルです。

平成29年1月から運用が開始されるマイ・ポータルはインターネットで情報提供ネットワークシステムに接続されると思われま

す。セキュリティの脆弱性の観点からいいますと、専用回線で外部とシャットアウトされているものに比べて、インターネット回線は脆弱な気がしますが、読者の皆さんはどう思われますか。

### 11 国はマイナンバー制度の普及に躍起

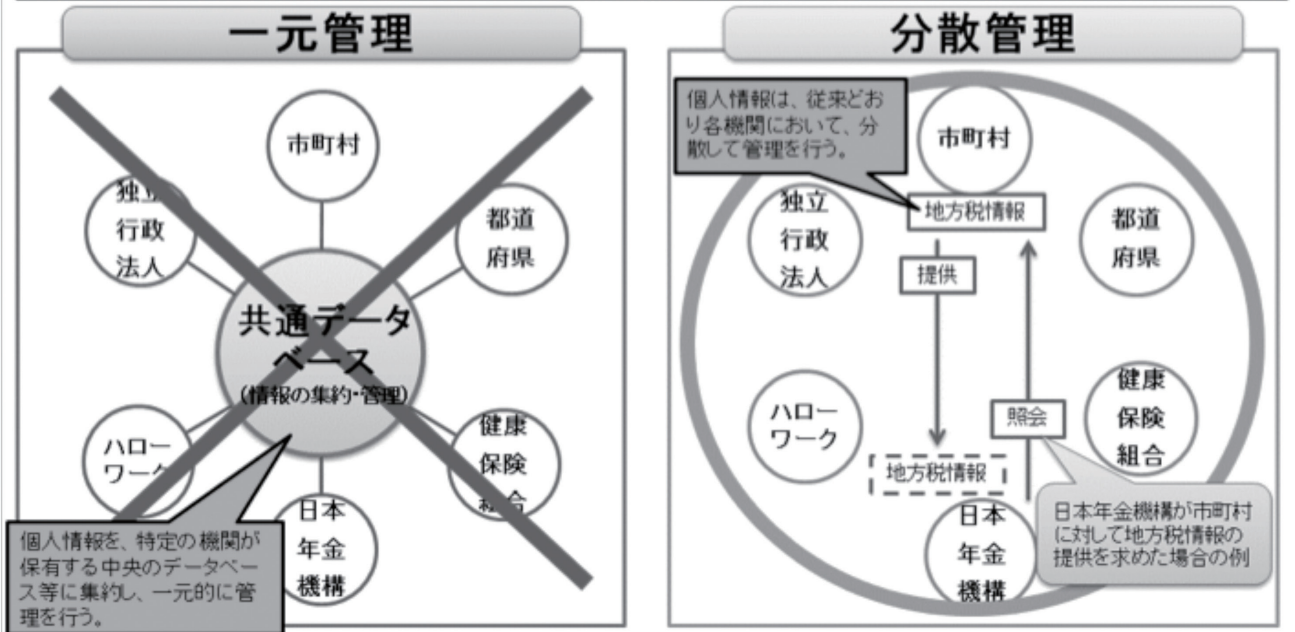
●個人番号カードのもう一つの機能—ICチップ搭載の活用

個人番号カードには、もう一つの機能があります。公的個人認証サービスによる電子証明書は、インターネットを通じたオンラインの申請や届出を行う際、他人による成りすましやデータの改ざんを防ぐために用いる本人確認の手段です。個人番号カードに搭載される電子証明書を用いて、申請書などの情報に電子署名を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。

現在は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）など、国や地方公共団

## 個人情報の管理の方法について

- ✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



- 体の様々な手続で利用されていますが、平成28年1月以降は、総務大臣の認定を受けた民間事業者との手続きにも利用できるようになります。総務省が見据える公的個人認証の民間活用として考えているのは、健康保険証との一体化やオンライン口座開設などです。
- 政府は、個人番号カードの普及に力を入れていきます。なぜなら、住基カードが5%程度しか普及しなかったことが念頭にあると思われます。個人番号カードについて国民が理解を深め利用するよう、国民が個人番号カードを持つことへのインセンティブとして、政府は公的個人認証を考えています。
- 12 将来の利用範囲の拡大について**
- ① 預貯金…まず、考えられるのは預貯金などの金融資産です。平成27年の常会に「マイナンバー法の改正案」が提出されています。その内容は、平成30年から銀行・ゆうちょ銀行が顧客に対して新規・既存の預貯金口座についてマイナンバーの登録を促していきます。登録は任意で強制力はありません。国はこの登録状況を見つつ、強制登録を課すかどうか判断すると思われます。なお、現在の既存の預貯金口座は10億口座（中にはいわゆる休眠口座もあり、マイナンバー登録が難しいものも含まれています。）あるといわれています。銀行側にとつても事務量・経費の負担増となります。
- 銀行からマイナンバー登録を促されれば、任意といっても、大半は応じられると思われます。これによって、資金力があっても税や社会保険料の支払いに応じない者の捕捉は容易になると思われれます。
- ② 不動産の登記情報…日本人は、土地神話があるように、金融資産より多額の不動産資産を持っているのが実態です。平成21年全国消費実態調査によりますと、1世帯当たりの資産総額3588万円のうち、金融資産が947万円なのに対し、住宅・宅地資産は2514万円で、約7割が不動産資産です。政府としては、ストックの方も捕捉したいと思われれます。
- 確かに、不動産登記は、ご存じの

とおり、登記簿上の所有者と真の所有者とが異なっていることがあります。

考えられる理由としては、登録免許税を節約したいとか、連続した不動産取引について登記簿上の所有者から最終的な所有者まで中を飛ばして移転登記をしたとか、所有権などの権利が脅かされるときは、第三者に対抗するための手段である登記をしない方もいます。

しかしながら、そういった事情もあるかもしれませんが、財産がなく、行政からの支援を受けたい低所得者を割り出すためにも、不動産登記情報にもマイナンバーによるひも付けを行うべきかと思われます。ただし、不動産登記については、現在のところ、政府の検討課題にもあがっていないようです。

③ 医療分野…医療情報は最もセンシティブな情報です。自分の病歴など他人には知られたくないですね。医師会などは、医療情報にマイナンバーをひも付けることに反対しています。

今回のマイナンバー法改正案では、

①健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等にマイナンバーの利用を可能とすること、

②予防接種履歴について地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにとどめています。カルテや診療報酬明細書（レセプト）などの医療分野にマイナンバーをひも付けることについては程遠いのが現状です。

年々増え続ける医療費を抑制するにはマイナンバー制度の活用が有効と思われる。

今後、マイナンバーの利用についてのどのようにすれば国民の理解が得られるか工夫に工夫を重ねることが大事と思われます。最近の新聞報道では、医師会側はマイナンバーと異なる医療分野専用の個人番号を求めているとあります。

④ 戸籍 読者の皆さんは、パスポート申請、年金の申請、遺産相続のため、戸籍謄本（抄本）を取ったことがあるのではないのでしょうか。

戸籍にマイナンバーがひも付けば、行政機関がオンラインで戸籍情報が

やり取りできるようになり、市区町村から戸籍謄本（抄本）を取り寄せて提出する手間が省けます。

しかしながら、家族関係など住民票より幅広い個人情報を含む戸籍にマイナンバーをひも付けることについては、個人情報の漏えいが起きたときの影響甚大を考慮し、反対の声が大きいことを紹介しておきます。

## 13 さいに

マイナンバー制度の目的は、細りゆく財政の中で真にきめ細かい給付を行うことにあります。また、将来の消費増税の際、影響が大きい低所得者の救済のためにも、政府としては、さまざまな分野にもマイナンバーの利用を検討しています。

しかしながら、マイナンバーを活用すれば、全ての問題が解決できるかといえ、それは限界があると言わざるを得ません。

例えば、平成28年から始まる税分野でのマイナンバーの活用ですが、自営業者などの事業所得に対する捕捉（クローニング…6…4の捕捉率）の精度を

上げることは難しいと思われます。例えば、事業所得について、売上げを過少申告したり、光熱費などの消費支出を経費として控除したりされるとすると、税務当局はマイナンバーをもつても正確な捕捉はできません。今後は給与所得についてはほぼ100%税務当局に把握されることとなります。

また、消えた年金問題もマイナンバー制度で解決できません。今後はマイナンバーで年金もひも付けられますので、このようなことは起きませんが、消えた年金問題は今後も地道に取り組むこととなります。

しかしながら、マイナンバー制度の導入により無駄が省け、より効率的な公平な行政が行われることを期待しています。 ■